

「第2期玉名市観光振興計画策定業務」業務委託プロポーザル実施要領

1 業務委託名

「第2期玉名市観光振興計画策定業務」（令和5年度～令和9年度）業務委託

2 目的

第2期玉名市観光振興計画（以下「観光振興計画」という。）策定に伴い、玉名市観光戦略会議（以下「戦略会議」という。）の運営支援を行い、観光振興計画策定の支援を行う。

3 業務委託の内容

（1）観光振興計画作成の支援

- ①検討資料の作成
- ②調査、研究、ヒアリングの支援
- ③観光振興計画素案作成

（2）戦略会議（4回程度）の運営支援

- ①戦略会議の運営に関する提案
- ②戦略会議への出席及び助言、提案、ファシリテーション
- ③戦略会議の会議資料及び実施報告書の作成

（3）関係する行政計画や条例等の内容把握と関連性の分析

「第2次玉名市総合計画 後期基本計画」をはじめ「コロナ克服に向けた新・観光戦略プラン」など、当該計画と関連する既存の計画や条例等の内容について抽出・整理を行う。

（4）その他市場開拓事業

玉名市の地域特性を踏まえながら、近年の観光トレンドに関する分析や、玉名市の観光資源の抽出・評価等、当該計画策定の参考となる調査を行う。

（5）第2期玉名市観光振興計画（案）の作成

（6）その他、業務に関する提案及び支援

（1）から（6）までの業務の他、当該計画の策定に効果的な業務提案及び支援

4 業務委託限度金額

5,500,000円（うち消費税及び地方消費税500,000円）

5 業務委託期間

契約日から令和5年3月25日まで

6 委託予定者選定方法

企画提案書等の公募によるプロポーザル方式により選定する。

7 参加資格

本プロポーザルに参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 国税又は地方税を滞納していないこと。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 玉名市工事等請負・委託契約に係る指名停止等措置要領(平成17年10月3日告示第103号)の規定による指名停止処分期間中でないこと。
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請している者でないこと等、経営状況が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 本業務について、十分な業務遂行能力を有し、常に連絡調整ができるように、体制を整えておける者であること。
- (6) 本業務への参加は共同提案も可能とする。ただし、共同提案は3者以内とすること。
共同提案者との契約については、業務内容別の契約も可能とする。

8 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加を希望するものは、参加表明書(様式第1号)をメールで提出すること。

9 提出物(以下のものを正本1部、副本4部提出すること)

- ①企画提案書の概要(様式第2号)
- ②第2期玉名市観光振興計画策定業務企画提案書(様式自由) 20頁以内とし、データでの提出は認めない。
- ③概算見積書(様式自由)
- ④類似業務実績(様式自由、記載があれば会社案内でも可能)
- ⑤業務体制図(様式自由)

10 選定基準

- ①玉名市観光振興計画策定業務の目的を理解し、これを踏まえた関連企画内容、企画力、業務体制や実績などを総合的に勘案し、委託業者としての適格性、妥当性を評価する。
- ②委託料の支払いは基本的に全事業終了後、もしくは中間報告時と事業終了後の2期制での支払いとなる。そのため、時期によっては事業費を委託業者に一度負担してもらうケースが発生するが、事業費の一時的な負担は可能か否か。

11 スケジュール(予定)

(1) 参加表明書の受付期限	令和4年5月23日(月) 17時
(2) 質問の受付期限	令和4年5月25日(水) 17時

(3) 質問に対する回答	令和4年5月27日（金）
(4) 企画提案書等提出期限	令和4年6月3日（金） 17時
(5) プレゼンテーション	令和4年6月9日（木）
(6) 契約締結	令和4年6月中旬 予定

1.2 提出先

〒865-0025 玉名市高瀬290-1 玉名商工会館2階
玉名市観光物産課 観光政策係 担当：池本、大倉

1.3 質問の受付

委託業務に関する質問は末尾連絡先メールにより受け付ける。

- ① 期限：令和4年5月25日（水）17時まで
- ② 回答：参加表明者全員に対してメールで令和4年5月27日（金）に回答する。
- ③ 質問した上で辞退の申し出を行う場合は、電話もしくはメールでの連絡と併せ「参加辞退届」を提出すること。

1.4 委託先の選定及びプレゼンテーション

- ① 企画が多数あった場合は、事前審査で数社を選定して、プレゼンテーションを行う。

【説明時間 20 分】

※プレゼンテーション会場：玉名商工会館5階多目的ホール

（〒865-0025 玉名市高瀬290-1）

- ② 審査基準については、別紙「企画提案の審査について」に定める。
- ③ 観光物産課内及び関係者により厳正かつ中立に審査・評価し、最も優れた企画提案業者を契約相手先として選定する。

※ コロナウイルス感染症拡大の状況によっては、オンラインによるプレゼンテーションを実施する。

1.5 採否の通知

採否の結果は、プレゼンテーション終了後3日以内に、提案業者に通知する。

※問い合わせ先

玉名市観光物産課 観光政策係 （担当：池本、大倉）

TEL：0968-73-2222

FAX：0968-73-2220

メール：kanbutsu@city.tamana.lg.jp

(別紙)

企画提案の審査について

多数の参加表明があった場合、以下のとおり審査を行い、受託者を選定するものとする。

1. 1次審査

次の事項について、1次審査(書類審査)を行い、上位3者程度を選定するものとする。

分類	評価項目	配点
形式評価	・仕様書の内容に沿った提案となっているか。 ・企画提案の提出書類は分かりやすくできているか。	20点
体制評価	・本業務の遂行のために必要な実施体制(対応人数、役割分担、責任体制等)がとられ、迅速・柔軟な対応ができる体制となっているか。 ・類似業務の受託実績があるか。	20点
内容評価	・提案内容は、創意工夫に溢れ、魅力的で興味を引くようなものか。 ・提案内容は、実現可能か。実施手順、スケジュールは明確かつ妥当か。 見積り金額は適正か。	20点

※60点満点で採点

2. 2次審査

1次審査で選定された者を対象に、次の事項について、2次審査(プレゼンテーション)を行い、契約候補者を決定する。ただし、審査の結果、一定の基準を満たす提案がない場合は、契約候補者を決定しない。

なお、1次審査の得点は、2次審査には反映しない。

※100点満点で採点

分類	項目	配点
企画内容	【観光振興計画の作成】	
	検討内容の作成、調査、研究、ヒアリング等	10
	観光振興計画の作成	10
	【戦略会議の運営支援】	
	戦略会議の運営、提案、ファシリテーション	15
	【関係する行政計画や条例等の内容把握と関連性の分析】	
	当該計画と関連する計画等との内容整理	10
	【その他市場開拓事業】	
	市場開拓にかかる実施内容	10
	【独自提案】	
	仕様書の業務内容以外の独自提案	10
実施体制	【類似業務実績の内容】	
	提案内容	5
	【業務体制】	
	提案内容	5
	【概算見積】	
	費用対効果	5
全体評価	【全体評価】	
	総合的に評価し費用対効果が見込める 持続可能な事業内容となっているか	20
	合計	100

3. 失格要件

次の場合は失格とする。

- (1)期限までに企画提案書を提出しなかった場合
- (2)本企画コンペに関する条件・提示事項に違反した場合
- (3)企画提案に関して過去の実績等の記載に虚偽があった場合

4. 費用弁償

本企画コンペに係る費用は、参加者負担とする。

5. その他

- (1)提出された提案書等は返却しない。
- (2)参加表明書提出後に辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出すること。
- (3)企画コンペの公正な実施を妨害するおそれがある行為は禁止する。
- (4)契約候補者が、必要な条件等に合致しない場合、契約を行わないことがある。この場合は、次点者と契約について協議することとする。